

第2期 米子市

地域“つながる”福祉プラン

(第2期米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画)

【概要版】



令和7年度～令和11年度
(2025～2029)

令和7年3月

米子市

米子市社会福祉協議会

地域が「つながる」ことをめざして

これまで、本市では、米子市地域“つながる”福祉プラン（第１期米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画、計画期間令和２年度～令和６年度、以下「第１期計画」）を策定し、少子高齢化の進行、本格的な人口減少社会の到来、ライフスタイルの多様化、個人主義的傾向の強まりなどといった社会情勢の変化により、地域福祉活動の担い手不足や住民同士の支え合い機能の弱まりなどの課題に対応した取組を実施し、地域づくりを進めてきました。

第１期計画期間には、新型コロナウイルス感染症の世界的流行もあり、社会情勢の変化がより加速しました。また、その変化に対応するための孤独・孤立対策推進法の施行がありました。これらの変化に対応し、地域福祉を更に進め、地域共生社会の実現をめざし、第２期計画を策定しました。

計画の位置づけ

「米子市地域“つながる”福祉プラン」は、米子市の「地域福祉計画」と米子市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一つにしたものです。

地域福祉計画とは？

地域福祉推進の主体である地域住民や住民組織、関係団体等の参加を得て、地域の生活課題を明らかにし、本市の地域福祉の理念と施策や体制、サービスの方向性を示すことを目的として策定するものです。

地域福祉活動計画とは？

米子市社会福祉協議会が中心となり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、福祉サービス事業者等が相互に協力し、地域福祉の推進を図ることを目的として策定する民間の活動・行動計画です。行政計画である「地域福祉計画」と理念や内容の一部を共有するなど、相互に連携を図りながら策定されます。

一体的な計画策定

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の両計画は、それぞれがバランスを取りながら連携し、地域福祉を推進する上でどちらも欠かすことができない、いわば車の両輪のような関係といえます。そこで、計画の理念や目的を共有して、施策や活動のより効率的・効果的な実施をめざして、米子市と市社協が協力して、両計画の一体的な策定を行いました。

第１期計画及び各種調査から見えてきた米子市の課題

第１期計画（令和２年度～令和６年度）に則り、各年度取組を実施し、併せて、計画を改訂するにあたって実施した各種調査から本市において下記の課題が浮き彫りとなりました。

多世代交流・福祉人材の充実について

相談支援体制の周知・充実

複合化した課題を抱えた世帯への対応

地域での孤立防止について

生活困窮者世帯への対応について

福祉教育の全市的な推進について

ボランティア体制の更なる充実について

これらの課題の解決に向けて、第２期計画では３つの基本目標ごとに重点項目を定め、各取組を推進していきます。



めざすのは

地域共生社会の実現

子ども・高齢者・障がい者など、すべての人々が、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域の中で役割を持ち、支え合いながら、自分らしくいきいきと活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた仕組みを構築することが重要です。

目標を達成するためにめざす体制

第1期計画での実践を踏まえて、当初掲げた中長期的な施策方針を軌道修正し、相談支援体制の整備をめざします。

目標を達成するために①

エリア区分と総合相談支援の推進

第1期計画期間である、令和4年度に総合相談支援センター「えしこに」を1か所設置し、全市的な相談を受け止め、支援を実施してきました。令和6年度からは「えしこに」の充実を図り、日常生活圏域（中学校区）ごとに支援チームを編成し、全市的な総合相談支援体制をめざすこととしました。

今後は日常生活圏域をベースに編成された支援チームが中核となり、担当地区の相談を受け止めた上で支援チーム内での連携はもちろん、各地域包括支援センター、一般相談支援事業所、その他関係機関や民生児童委員等の地域福祉活動者との緊密なネットワークを構築し総合相談支援体制の推進を図ります。

目標を達成するために②

総合相談支援体制の中核となるチーム連携

日常生活圏域をベースに地区担当制を敷き、各専門職が多様な課題に関わっていきます。各専門職は以下の役割をもって担当地区に入り、それぞれがキャッチした情報や相談について支援チーム内及び各関係機関と緊密な連携を図り解決に導きます。

- ・**総合相談支援員（CSW）**：個別課題の相談支援を行うとともに、地域活動者や支援関係機関等と連携し、相談者の抱える課題について分野を問わず対応します。
- ・**地域福祉活動支援員（CW）**：地域の多様な主体との地域課題の共有と解決を図るため、地域のプラットフォームづくりを進めます。
- ・**地域活動支援員**：地域課題の総合相談窓口として、多様な地域課題の解決に向けて、公民館や自治会活動の支援を行います。
- ・**地区担当保健師**：地域保健の専門性を活かして地域の相談支援を行い、課題の重篤化を防ぐため早期発見に努めます。

目標を達成するために③

重層的な福祉圏域の設定と相談支援体制の整備

市内に「近隣・自治会の圏域」「公民館区域」「日常生活圏域」「市全域」の四つの段階的な福祉圏域を設定し、それぞれの圏域での役割と機能を発揮しながら、相互の圏域の連携を図ることによって、地域福祉活動や相談支援体制を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

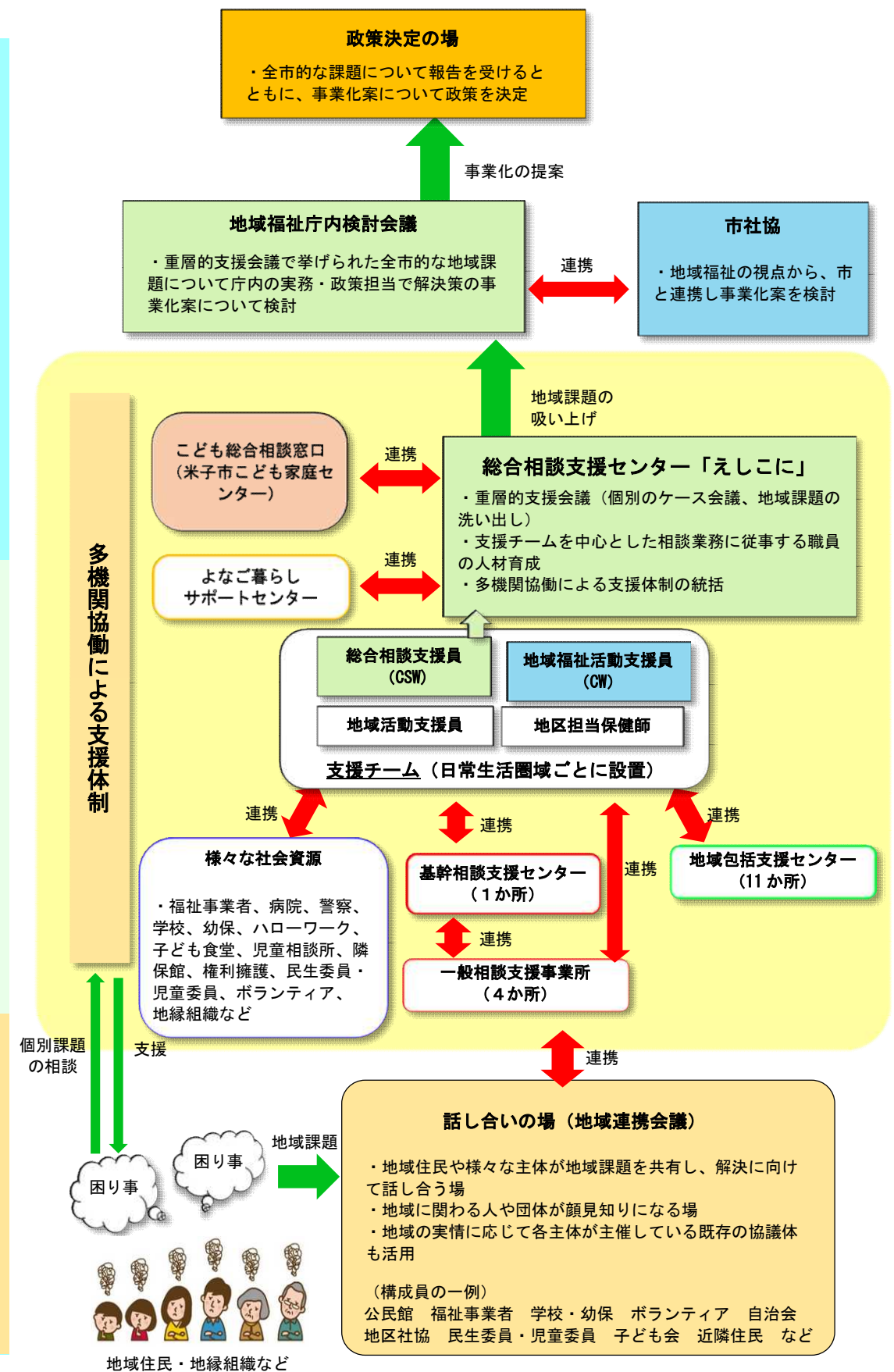
福祉圏域

市全域

日常生活圏域（11中学校区）

公民館区域（29公民館）

【総合相談支援体制のゴールイメージ図】



計画の体系

基本理念

ともに生き、ともに輝き、ともにつくる福祉のまち

基本目標

基本計画

市と市社協の取組

市民一人ひとり・地域に期待する役割

企業・事業者・団体に期待する役割

1 必要ときに支援を届けられる体制づくり

- (1) 支援チームによる支援体制の整備 **【重点】**
- (2) 分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供
- (3) 虐待やDVから守るための支援
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 心身の健康づくり・健康寿命の延伸
- (6) 居住・就労・移動手段の確保支援

- ・チーム支援による総合的な相談支援
- ・地域福祉活動支援員（CW）による地域支援体制強化
- ・生活困窮者への支援
- ・子どもに対する切れ目ない支援
- ・虐待やDVの通報先、相談先の周知徹底
- ・市民後見人の養成及び活動支援
- ・認知症の正しい理解の促進、早期発見の推進
- ・フレイル予防の推進
- ・障がい者の就労支援、雇用の促進など

- ・日頃から地域活動を通じて地域住民同士のつながりを強め、必要なときに相談し合える関係性を構築しましょう。
- ・「虐待かも」と感じたら、ちゅうちょせずに専門機関に通報、相談しましょう。
- ・人権学習等に参加し、基本的人権尊重の意識を高めましょう。
- ・自分の心身の健康に関心を持ち、健康づくりに関する活動に参加しましょう。など

- ・相談者の抱える課題を幅広い視点で捉え、行政、市社協、他事業者等との連携により、解決を図りましょう。
- ・従業員の研修をとおして人権意識の向上を図りましょう。
- ・障がいや精神疾患等の事情により、すぐに一般の就労をすることが難しい人の社会参加の促進のため、中間的就労に資する社会事業に協力しましょう。など

2 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

- (7) 地域を支える住民活動・団体活動の促進
- (8) 官民協働・福祉以外の分野との協働
- (9) 地域福祉・住民交流の拠点の整備
- (10) 災害に備えた支え合い体制の構築
- (11) 孤独・孤立を生まない仕組みづくり **【重点】**
- (12) 誰もが活躍できる環境の整備

- ・自治会を中心とした地域コミュニティの強化
- ・社会福祉法人連絡会の充実
- ・公民館運用の検討と利用促進
- ・地域の居場所づくりの推進
- ・福祉避難所の開設を含む防災訓練等の充実
- ・自死に対する知識の普及啓発、ゲートキーパーの養成
- ・身寄りがない方へのサポートの推進
- ・罪を犯した人の更生支援
- ・見守り活動を実施する事業者への呼びかけ
- ・合理的配慮の普及促進など

- ・身近な人に、地域福祉活動や地域行事への参加を呼びかけましょう。
- ・避難訓練に参加したり、非常用持ち出しバッグ、非常食、飲料水等を準備したりするなど、日頃から災害に備えておきましょう。
- ・心配な人や世帯を見つけたら、できる範囲で声かけをする、話を聞く、もしくは、民生委員・児童委員などの頼れる人や、各種相談機関に連絡しましょう。
- ・様々な心や体の特性を持っている人のことについて、理解を深めましょう。など

- ・地域住民と連携し、地域の課題解決に向けて一緒に考える機会を持ちましょう。
- ・可能な範囲で、所有する施設等を住民の地域福祉活動を行うためのスペースや住民同士の交流スペースとして開放しましょう。
- ・災害発生時に、所有する施設等が福祉避難所や地域住民の避難所として活用できるよう、協力しましょう。
- ・従業員のメンタルヘルス対策に取り組みましょう。など

3 未来へつながる人づくり

- (13) 福祉意識の啓発・福祉教育の推進 **【重点】**
- (14) 地域の人材発掘・育成
- (15) ボランティア体制の充実
- (16) 福祉従事者の確保・育成

- ・福祉や人権に関する研修会の実施
- ・地域福祉活動の普及啓発
- ・各種学校と連携した福祉教育
- ・人材発掘、地域福祉活動への参加促進
- ・市職員、市社協職員の地域福祉活動の推奨
- ・ボランティアセンターの体制強化
- ・実習生等の受け入れによる人材育成の促進
- ・福祉専門職の充実 など

- ・公民館で行われる各種講座に参加するなど、学習の機会を持ちましょう。
- ・趣味や特技を活かして、地域活動への参加を心がけましょう。
- ・周りに地域活動へ参加してもらえる人がいれば、積極的に声をかけ、活動者の輪を広げましょう。など

- ・従業員が地域福祉活動やボランティア活動に参加しやすいよう、職場の環境を整えましょう。
- ・地域のイベントや行事にボランティアとして参加できないか、検討してみましょう。
- ・学生の研修やインターンシップの受け入れに積極的に協力しましょう。 など



第2期 米子市 地域“つながる”福祉プラン (第2期米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画)

令和7(2025)年3月 発行

編集・発行 米子市福祉保健部福祉政策課

〒683-0811 鳥取県米子市錦町一丁目139番地3
米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」内
電話 0859-23-5537
Eメール fukushiseisaku@city.yonago.lg.jp

社会福祉法人 米子市社会福祉協議会

〒683-0811 鳥取県米子市錦町一丁目139番地3
米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」内
電話 0859-23-5490
FAX 0859-23-5495

この計画書の挿絵、表紙及び背表紙の絵は、米子市総合政策部人権政策課に所属する

もうり ひかる
毛利 輝 さんに描いていただきました。